

岡山市公共工事に関する設計審査規程

平成 18 年 7 月 26 日

市 訓 令 甲 第 129 号

(目的)

第1条 この訓令は、本市が発注する公共工事及び測量設計等の業務委託（以下「工事等」という。）に係る審査に関し、必要な事項を定めることにより、工事等の円滑かつ適切な施工に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において「審査」とは、工事等の目的、品質及び安全性並びに費用対効果の観点から、適正な工事等の施工を行うために監理検査課が実施する設計に係る審査をいう。

(審査の対象)

第3条 審査の対象は、別表に掲げる起工設計及び変更設計とする。ただし、監理検査課長が必要がないと認めたときは、この限りではない。

(審査伺の提出)

第4条 審査の対象となる設計を担当する課（所、室、プラザ及びセンターを含む。以下同じ。）の所属長は、別に定める審査伺を監理検査課長に提出して審査を受けるものとする。

2 前項の規定による審査伺の提出は、各局の設計審査委員会（以下「委員会」という。）の承認を必要とする起工設計又は変更設計にあつては、委員会の承認を経た後に行うものとする。

(審査の方法)

第5条 監理検査課長は、前条の規定による審査伺の提出を受けたときは、遅滞なく、設計積算書、検討資料、設計図面、変更設計を行うための施工協議記録（変更設計に係る審査に限る。）等の関係書類に基づき、次に掲げる事項について厳正かつ適正に審査するものとする。

- (1) 工事としての妥当性
- (2) 品質及び安全性の確保
- (3) バリアフリー等の利便性の確保

- (4) 費用対効果の妥当性
- (5) 実施計画の妥当性
- (6) 施工方法の妥当性
- (7) 積算根拠の妥当性
- (8) 地域及び周辺環境との調和等の妥当性
- (9) その他必要な事項

2 審査は、原則として書面により行う。ただし、実地の審査を妨げない。

(審査結果の通知)

第6条 監理検査課長は、前条に規定する審査の内容及び結果を当該設計を担当する課の所属長に対し、書面により通知する。

(再審査)

第7条 前条の通知により設計の改善指示があった場合は、再度監理検査課の審査を受けなければならない。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、監理検査課長が別に定める。

附 則（平成18年市訓令甲第129号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年市訓令甲第194号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年市訓令甲第49号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第51号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第61号）

この訓令は、平成27年4月7日から施行する。

附 則（平成28年市訓令甲第41号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年市訓令甲第 4 9 号）

- 1 この訓令は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表（1）起工設計の表の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する公共工事及び測量設計等の業務委託に係る審査から適用し、同日前に公告する公共工事及び測量設計等の業務委託に係る審査については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（1）起工設計

測量設計等の 業務委託に係る 起工設計	設計金額が800万円以上の土木、建築、機械、電気工事等に係る測量設計等の業務委託に係る起工設計（下水道事業に係るものについては、設計金額が2,000万円以上の業務委託に係る起工設計）
工事に係る起 工設計	設計金額が5,000万円以上の土木、建築、機械、電気工事等に係る起工設計（下水道事業に係るものについては、設計金額が8,000万円以上の起工設計）
修繕に係る起 工設計	設計金額が3,000万円以上の修繕料のうち建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当するものに係る起工設計

（2）変更設計

予定価格にかかわらず、主たる構造、工法等の重要な変更設計		
予定価格3億円 以上の工事に係 る変更設計	請負代金額又は工期の変更を行う必要がある変更設計	
予定価格3億円 未満の工事に係 る変更設計	請負代金額 が8,000 万円以上の工 事	請負代金額の10パーセント若しくは1,000万円を超える増額の変更設計、又は30日以上工期延長を生じる変更設計
	請負代金額 が8,000 万円未満の工 事	請負代金額の20パーセント若しくは800万円を超える増額の変更設計、又は30日以上工期延長を生じる変更設計（岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73号）に基づくものを除く。）